明監報第17号

財政援助団体等(公益財団法人明石文化芸術創生財団)監査結果報告のこと

地方自治法第199条第7項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成27年(2015年)10月27日

明石市監査委員 林 郁 朗

同 星川啓明

同 宮坂祐太

財政援助団体等(公益財団法人明石文化芸術創生財団)監査の結果について

I 監査の対象

公益財団法人明石文化芸術創生財団

Ⅱ 監査の期間

平成27年8月21日から平成27年10月27日まで

Ⅲ 監査の範囲

市が補助金として財政的援助をしているものに係る平成26年度における出納その他の事務

IV 監査の方法

監査の実施に当たっては、公益財団法人明石文化芸術創生財団(以下「財団」という。)から提出された資料に基づき、会計諸帳簿、伝票、証書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、平成26年度に明石市が交付した補助金が、その目的に沿って有効かつ適正に執行されているかについて監査を実施した。

V 団体の概要

(1) 設立の趣旨

財団は、各種まちづくり事業を行うため、昭和57年11月に財団法人明石コミュニティー創造協会として設立された。平成23年4月に公益認定を受け、公益財団法人に移行した後、平成24年3月にコミュニティ部門に特化した事業を行う一般財団法人明石コミュニティ創造協会が新たに設立された。これに伴い、平成24年4月、文化芸術部門に特化した事業を行うため、その名称を公益財団法人明石文化芸術創生財団に変更した。

財団は、明石の特性や人びとの個性を尊重した文化芸術の振興を図り、もって心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活と個性豊かで活力のある地域社会の実現及び地域を支える人づくりに寄与することを設立の目的としている。

(2) 事業の概要

- ① 所在地 明石市東仲ノ町6番1号 アスピア明石北館7階
- ② 主な事業
 - ア 文化芸術推進事業
 - イ 明石フィルハーモニー運営事業
 - ウ 明石フィルハーモニー後援会事業

(3) 本市との関係等

平成26年度は、本市からの補助金として、財団の運営補助に19,511 千円、明石フィルハーモニーの運営補助に2,700千円を執行した。 平成26年度末日現在の組織は、役員等6名(理事長1名、常務理 事兼事務局長1名、常務理事1名、理事1名、監事2名)、評議員5 名、事務局職員6名(内2名は役員兼務)をもって構成されている。 なお、明石市からは、職員を派遣していない。

VI 監査の結果

今回の監査の結果は、以下に記述するとおりである。

(1) 公益財団法人明石文化芸術創生財団運営補助金

補助金額 19,511,000円

交付申請日 平成26年4月4日

交付決定日 平成26年4月10日

受 領 日 平成26年4月25日

補助の目的 文化の息づくまちづくりを推進するため、市の文化芸術全般にわたる業務を担う財団に対して支援を行う。

補助金に係る事務について関係書類を調査したところ、補助金は補助目的に沿って有効かつ適正に執行されており、おおむね良好であった。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じ られたい。

(2) 明石フィルハーモニー運営補助金 補助金額 2,700,000円 交付申請日 平成26年4月 4 日 交付決定日 平成26年4月10日

受 領 日 平成26年4月25日

補助の目的 音楽文化のすそ野の拡大と質の向上を図るため、市 民力を活用したアマチュアの市民管弦楽団の運営に 対する支援を行い、「音楽のあふれるまちづくり」を 一層推進する。

補助金に係る事務について関係書類を調査したところ、補助金は補助目的に沿って有効かつ適正に執行されており、おおむね良好であった。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じ られたい。

(3) 総括

財団におかれては、補助金の効果が上がるよう効率的な運営に特段の努力を払われ、その目的を十分達成されるよう希望する。